相模原市パブリックインフォメーション広告放映取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、相模原市(以下「市」という。)が設置・運営するパブリックインフォメーションへの広告放映について、相模原市有料広告掲出に関する指針（平成１６年４月２１日施行。以下「指針」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　パブリックインフォメーション　相模大野駅北口ペデストリアンデッキに設置する大型放映システムをいう。

（２）　広告　事業者等がパブリックインフォメーションでの放映により広く一般に知らせようとする商品やサービス、事業等の情報をいう。

（３）　特定広告　広告のうち、市との間に、放映期間が３ヶ月以上の契約を締結した広告主が放映する広告をいう。

（４）　一般広告　広告のうち特定広告を除く広告をいう。

（５）広告取扱業者　一般広告の広告主の募集、選定等を行う者をいう。

（広告の範囲）

第３条　広告の範囲及び広告放映を規制する業種並びに事業者については、指針に定めるもののほか、相模原市パブリックインフォメーション広告放映基準（以下「基準」という。）に定めるとおりとする。

（広告放映における特記事項）

第４条　前条に定めるもののほか、市区町村税に滞納がある者は、パブリックインフォメーションの広告主になることはできない。

(広告取扱業者の登録)

第５条　広告取扱業者は、市が広報紙、市ホームページ等で募集を行う。

２　広告取扱業者は、市長が定める期間内に申込みを行うものとする。

３　市は、広告取扱業者の登録の可否を決定したときは、その結果並びに条件等について、広告取扱業者登録決定通知書により通知する。

４　前項の広告取扱業者登録決定通知書を受け取った広告取扱業者は、市との間に契約金額の総額を定めない契約を締結するものとする。

(広告の規格等)

第６条　広告の規格は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認める場合は広告の規格を変更することができる。

（１）１面当たりサイズ　５５インチ(縦約１２１センチメートル×横約６８センチメートル)

（２）色　フルカラー対応

（３）放映形式　静止画、静止画を連続して見せる半静止画又は動画

（４）画面数　最大３面

（５）１単位　２０秒

（６）放映方法　１５分につき１回放映する。

（７）放映時間　午前７時から午後１０時まで

２　広告の更新は、原則として毎月１日及び１６日とする。

（放映期間）

第７条　特定広告の放映期間は、３ヶ月以上とする。

２　一般広告の放映期間は、１ヶ月単位とする。

(広告掲載料)

第８条　前条に規定する放映期間に係る広告掲載料は、市長が別に定める。

（広告の募集）

第９条　特定広告放映希望者の募集は、市が公募するものとする。

２　一般広告放映希望者の募集は、広告取扱業者が行うものとする。

３　広告の募集に係る画面数、放映期間等の仕様は、市長が別に定める。

４　広告の募集は、それぞれ期間を定めて行い、放映枠の広告予定数を超えた場合は、抽選とする。

５　広告予定数に満たない場合は、先着順により広告放映の申込みをすることができる。

（広告の申込み）

第１０条　広告放映希望者は、相模原市パブリックインフォメーション広告放映申込書を市長が指定する期間内に提出するものとする。

２　前項に規定する申込書の提出先は、特定広告については市、一般広告については広告取扱業者とする。

(広告主の選定)

第１１条　指針及び基準に基づく広告主の選定は、特定広告主については市、

一般広告主については広告取扱業者が行うものとする。

(広告放映の決定)

第１２条　広告の放映の適否は、広告審査会の承認を得て、市長が決定する。

２　市長は、広告放映の可否を決定したときは、その結果について特定広告主及び広告取扱業者に通知するものとする。

３　広告審査会の審査の結果、広告内容の一部を修正することとなったときは、当該修正内容を放映条件とする。

４　広告放映が決定した広告主は、広告掲載料を納付しなければならない。

(広告コンテンツの作成)

第１３条　広告コンテンツは、市長が指定する仕様により広告主の責任及び負担で作成するものとする。

２　広告作成上、広告放映基準に照らして疑義がある場合は、市と協議するものとする。

(広告放映の取消し)

第１４条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の放映の決定を取り消すことができる。

（１）第１２条第３項の規定による放映条件に従わないとき。

（２）指定する期日までに放映条件等を満たす広告コンテンツの提出がないとき。

（３）放映決定後に、広告の内容等がこの要綱に違反していることが判明したとき。

（４）指定した期日までに広告掲載料が納付されないとき。

（５）前４号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

２　前項の規定による取消しについては、市長はその賠償の責めを負わない。

３　第１項の規定による広告放映の取消しがあった場合は、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

（広告掲載料の返還）

第１５条　市長は、広告主の責めに帰さない理由により、別に定める最低放映回数を放映できなかった場合は、回数に応じた納付済みの広告掲載料を返還する。ただし、返還する広告掲載料に利子は付さないものとする。

２　前項に規定する返還金額については、市長が別に定める。

３　広告掲載料の返還は、特定広告については広告主に、一般広告について

は広告取扱業者へ行う。

(広告主の責務)

第１６条　広告主は、広告の内容等、放映された広告に関する一切の責任を負うものとする。

２　広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

３　広告主は、広告の放映により第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(災害時等の緊急情報への対応)

第１７条　市長は、災害発生時等は、広告に替えて緊急情報を放映することができる。この場合において、別に定める最低放映回数を下回ったときにおいても、広告主及び広告取扱業者は、市長に異議を申し立てることができない。

２　前項の場合において、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(委任)

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

(施行期日)

１　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

(準備行為)

２　この要綱による広告放映の決定に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附　則

この要綱は、平成２６年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年１１月１日から施行する。